

日本代表候補選手選考基準細則

この細則は、本協会が定める一般社団法人日本ろう者サッカー協会代表選手規則（以下「代表選手規則」という。）第4条（選考方法）にもとづき、その選考方法について補足することを目的として定めるものとする。

（選考対象者）

第1条 本協会は、以下に定める項目に該当する者を日本代表候補選手選考の対象者（以下「選考対象者」という。）とするものとする。

- （1）日本代表候補選手を目指したいと自ら希望する者
- （2）日本代表候補選手として推薦された者
- （3）日本代表候補選手として協会より要請された者
- （4）前項（1）から（3）のほか、本協会が対象であると認める者

（選考手順）

第2条 本協会は、日本代表候補選手選考の手順（以下「選考手順」という。）について以下の通りに定めるものとし、本選考手順については本協会の承認により変更できるものとする。

- （1）選考対象者の基本情報を次の通りに定め集約する。
 - ①氏 名
 - ②年 齢
 - ③性 別
 - ④住 所
 - ⑤連絡先
 - ⑥所 属（クラブチーム及び地域ブロック協会並びに企業等団体）
- （2）選考対象者に対する推薦者の意見を聴取する。
- （3）日本代表候補選手選考面接会を実施し代表選手規則説明を行うとともに、選考対象者の振る舞い、言動、意識等の状態について確認する。
- （4）選考対象者を日本代表候補合宿へ参加させ、その振る舞い、言動、意識、技術等の状態について確認する。
- （5）前項（1）から（4）によって得られた情報にもとづき、代表選手規則第4条（選考方法）に定める「代表選手の候補者」として相応しいか否かについて協議する。
- （6）前項（5）に定める協議の結果を選考対象者に通知する。

（選考対象者の処遇）

第3条 本協会から正式に日本代表候補選手として認められた選考対象者は、正式に認められた以降に開催される日本代表候補合宿において、本協会から日本代表ウェアの貸与を受けることができるものとする。

(選考対象者の義務)

第4条 選考対象者は、正式な日本代表候補選手として本細則第2条(6)の通知を受けたときは、その通知を受けたときから本協会が定める代表選手規則の効力を受けるものとし、選考対象者はこれを遵守するものとする。

(不服の申立)

第5条 選考対象者は、本細則第2条(5)の定めにもとづいた本協会の決定に対して不服があるときは、同定めにもとづく通知を受けたときから1か月の間に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立手続を行い、同機構が定めるスポーツ仲裁規則にもとづいて執り行われる「スポーツ仲裁」※によって解決するものとする。

※<https://www.jsaa.jp/guide/sports/p03.html>

(細則の改定)

第6条 本協会は、本細則に定める内容について、選考対象者及び日本代表候補選手団並びにその他関係する全ての状況により、本協会が必要と認めた改定を行うことができるものとする。

附 則

本細則は令和3年11月1日より施行する。